

黒滝村分別収集計画

平成19年7月20日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は、非常に困難なものとなっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、排出者・行政等がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化がなお一層進むことを図るものである。

2 基本的方向

当村は、南和広域衛生組合の構成町村であり、ごみの減量化に努めると共に、リサイクルを推し進めるものとする。

3 計画期間

本計画期間は、平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、PETボトル、その他プラスチック製容器を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	33 t	33 t	33 t	33 t	33 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関し、広報誌・CATV（自治体放送）等による啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下記のとおり定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器包装	缶類
アルミ製容器包装	
無色のガラス製容器包装	びん類
茶色のガラス製容器包装	
その他の色のガラス製容器包装	
飲料用紙製容器包装	飲料用紙パック
段ボール	段ボール
ペットボトル	ペットボトル
その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを除く）	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	11.4t		11.1t		10.9t		10.6t		10.4t	
主としてアルミ製の容器	2.6t		2.5t		2.4t		2.4t		2.3t	
無色のガラス製容器	(合計) 2.2t		(合計) 2.1t		(合計) 2.1t		(合計) 2.0t		(合計) 2.0t	
	(引渡) 0t	(独自) 2.2t	(引渡) 0t	(独自) 2.1t	(引渡) 0t	(独自) 2.1t	(引渡) 0t	(独自) 2.0t	(引渡) 0t	(独自) 2.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 2.2t		(合計) 2.2t		(合計) 2.1t		(合計) 2.0t		(合計) 2.0t	
	(引渡) 0t	(独自) 2.2t	(引渡) 0t	(独自) 2.2t	(引渡) 0t	(独自) 2.1t	(引渡) 0t	(独自) 2.0t	(引渡) 0t	(独自) 2.0t
その他のガラス製容器	(合計) 0.7t		(合計) 0.6t		(合計) 0.6t		(合計) 0.6t		(合計) 0.6t	
	(引渡) 0t	(独自) 0.7t	(引渡) 0t	(独自) 0.6t	(引渡) 0t	(独自) 0.6t	(引渡) 0t	(独自) 0.6t	(引渡) 0t	(独自) 0.6t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0.1t		0.1t		0.1t		0.1t		0.1t	
主として段ボール製の容器	9.6t		9.4t		9.2t		9.0t		8.8t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0.0t	(引渡) 0t	(独自) 0.0t	(引渡) 0t	(独自) 0.0t	(引渡) 0t	(独自) 0.0t	(引渡) 0t	(独自) 0.0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1.8t		(合計) 1.8t		(合計) 1.7t		(合計) 1.7t		(合計) 1.7t	
	(引渡) 1.8t	(独自) 0t	(引渡) 1.8t	(独自) 0t	(引渡) 1.7t	(独自) 0t	(引渡) 1.7t	(独自) 0t	(引渡) 1.7t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.5t		(合計) 0.5t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t		(合計) 0.4t	
	(引渡) 0.5t	(独自) 0t	(引渡) 0.5t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t	(引渡) 0.4t	(独自) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、次の通り設定した。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
997人 (対前年度比)	973人 (対前年度比)	950人 (対前年度比)	927人 (対前年度比)	905人 (対前年度比)
96%	96%	96%	96%	96%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集・運搬業は、現行の収集体制を活用して行う。

また、容器包装廃棄物の分別の区分に従い、分別の実施者について下表のように記載する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	村による定期収集	南和広域衛生組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラス	ペットボトル	ペットボトル		
チック	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物のうちアルミ缶・スチール缶・無色ガラスびん・茶色ガラスびん・その他の色のガラスびん・飲料用紙製容器・段ボール・PETボトル・その他プラスチック製容器包装については、現有の南和広域衛生組合のリサイクルセンターで選別・圧縮・保管する。

また、施設整備計画は今後必要であるが、現在は予定していない。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進していくため、南和広域衛生組合及びその構成各町村並びに住民等が協力して分別収集推進体制を整備するよう互いに努力するものとする。

黒滝村分別収集計画は、当村における一般廃棄物の排出抑制、減量化計画の一環として、容器包装廃棄物に関し策定するものである。したがって、当村が実施する他の施策との整合が必要である。

さらに、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図ることが必要である。